

りぶる さっぽろ

特集

夫・パートナーからの
暴力に関するシンポジウム
夫・パートナーからの暴力の根絶を目指して

第1部 基調講演

第2部 ディスカッション



インタビュー記事

『男女共同参画』企業インタビュー

夫・パートナーからの暴力の根絶を目指して



川喜田 好恵さん
大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）
コーディネーター（相談事業担当）

第1部 基調講演

大阪府の女性総合センターで、男女共同参画についての相談事業を担当されています川喜田好恵さんに基調講演の講師をお願いいたしました。川喜田さんは、カウンセリング業務に精通され、大学の講師を始め数多くの公職を務められ、広くご活躍されています。

ドメスティック・バイオレンスに対する誤解

ドメスティック・バイオレンス（いわゆるDV）とは、家庭でのパートナー間の暴力的支配という意味で使いますが、たくさんの誤解があります。具体的には、「DVは特殊な家庭に起こることで、うちの近辺はない。」とよく聞きますが、内閣府の調査などでも4人に1人の女性が体験し20人に1人は死を覚悟している実態があります。また、「夫婦の問題だから夫婦で解決した方がよい」と言わますが、2人の間だけで解決できるものではありません。それから「子供のためにも別れない方がいい」との考えがありますが、子供にとって、暴力を振るわれているのを見ることは、非常に大きな心の傷になることなど多くの問題があります。

ドメスティック・バイオレンスの特徴や背景

なぜそういう誤解が生まれるかというと、日本の伝統的な家制度による男尊女卑の文化や、家庭という場の持つ特徴のためです。家庭は人間にとて大切なところですが、弱い立場のものには危険なところもあります。

「愛情や信頼で繋がっているはずの関係」だから、問題があっても口に出しにくく、周囲からも言いにくい、また、マンションなどがふえて建物自体も閉鎖的になっているなど、プライバシーの壁に阻まれて家族の中の個人の人権に目が届かないことがあるからです。

DVの多くは、外から見えにくい形で起こります—夜中に起るとか、殴るときも服にかくれて見えないところを殴るとか。「かっとして」の暴力だけでなく、脅

夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき課題となっています。このため、国は、11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として位置づけ、全国の地方自治体や女性団体などと協力・連携して、この運動の取り組みを進めております。札幌市は男女共同参画推進条例を昨年1月から施行し、条例後初めての運動期間を迎えるに当たり、シンポジウムを始め、全ての区役所で講演会や臨時相談あるいは電話相談を実施するなど、女性に対する暴力の根絶に向けて全市的な取り組みを行いました。

今回は平成15年11月21日（金）に男女共同参画センターで行ったシンポジウムの概要についてお知らせいたします。

し怯えさせて支配するために振るわれる暴力がDVなのです。

また、パートナー間の暴力が多い理由には、男女の性役割や社会的・経済的格差があります。女性が男性に経済的に依存する代わりに男性の世話をし、彼の思いどおりにするのが当然という文化があるために、男性は女性を支配してもいいと思うのです。

暴力による支配の形

暴力による支配にはさまざまな形があります。相手を社会から孤立させたり、経済的に支配したり、言葉で脅したりなじったりすることも、DVにあたります。また、大切にしているものやペットを傷つけたり、人前で恥をかかせたり、精神的に虐待したり、望まない性行為を強要したりするなどの他、さまざまな身体的な暴力や虐待が重なって振るわれることが多いのが現状です。殴る蹴る、首をしめる、髪の毛をつかんで引きずり回す、熱い湯を浴びせる…など、命にかかるような暴力もまれではありません。

加害者の特徴と行動パターン

加害者の特徴として、学歴や職業などに一定の傾向はありませんが、共通項として、一つは、内と外での極端な二面性です。例えば、外では腰が低い、人当たりがいいと言われている人でも、家に帰ると豹変するという場合があります。

もう一つは、非常に強い性別役割分業意識です。つまり、「俺は男だ。女が俺の言うことを聞くのは当たり前だ」という考えを持っていることです。

この二つの他にも暴力の責任を女性に転嫁したり、暴力そのものを矮小化したり嫉妬感情が強いこともあります。

被害者は加害者からなぜ逃れられないのか

加害者からなぜ逃げないのかということにはいろいろな理由がありますが、一つには、暴力を長年振るわれていることによる「無力感、絶望感」があります。この他には「この人はこんな人だけれども、私が世話をしなければ、どうにかなってしまう」と思ってしまうこと。あるいは、もっと極端な場合は、「自分はもしかしたら殺されるかもしれない。でも、自分が逃げたら、この被害は自分以外の親族に及ぶ」と思い、耐えてしまうなど。「女だから我慢するしかない」などのジェンダー意識があると、逃げられないことがあります。

以上のことからも「なぜ逃げな

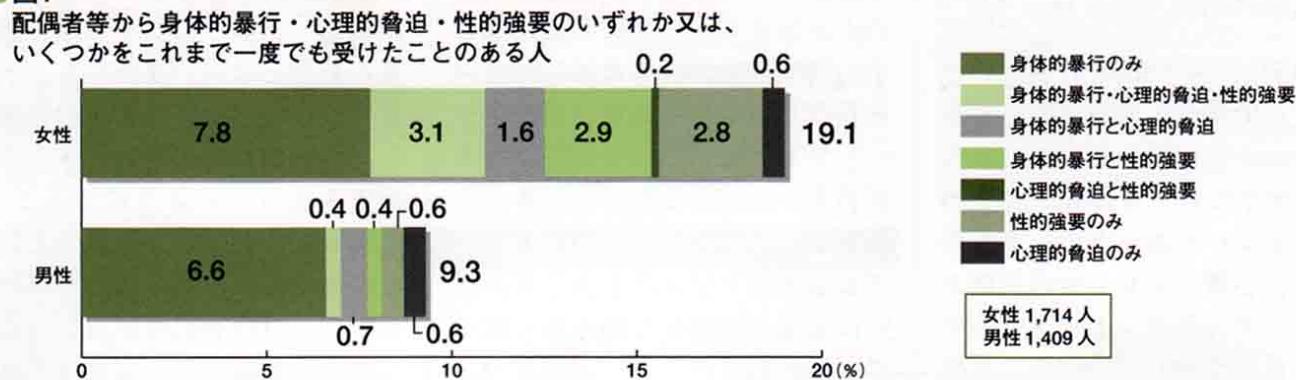
いの」ではなくて、なぜ加害者が放置されるのかという視点に変えていかなければいけないと思います。

被害者支援にあたり心がけたいこと

被害者を支援をするときに心がけていることは、まず被害者の心理をきちんと理解することです。そうしなければ適切な援助はできません。

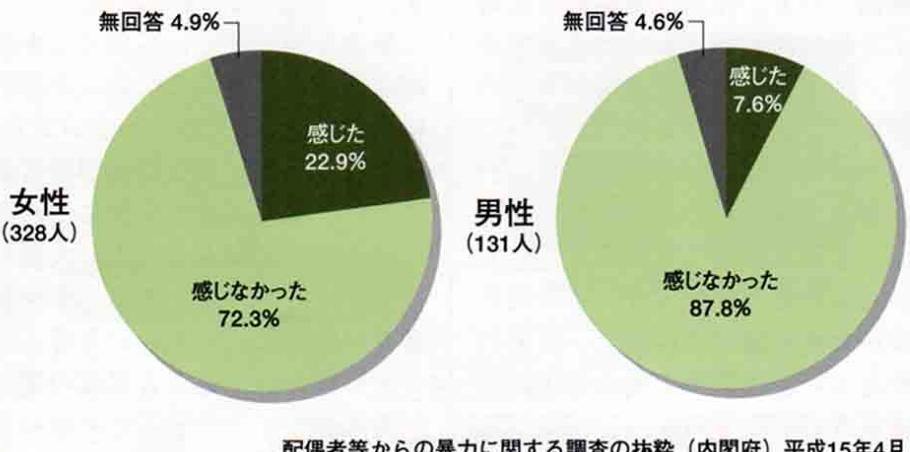
次に、被害からの脱出は、それまでの自分の人生の喪失にも当たるわけですから、時間はかかるかもしれませんし、何度も繰り返し援助することになるかもしれないけれども、被害者のペースと自己決定の気持ちを大事にしなければならないということです。

●図1



●図2

図1のうち命の危険を感じた経験のある人



各区の取り組みについて

北区では、北警察署生活安全第一係長の門脇勉さん、豊平区と手稲区では女のスペース・おん代表理事近藤恵子さん、南区ではC & F ウエルフェア研究所小野寺るみ子さんにより講演会や学習会が行われました。

一方、中央区、東区、白石区、厚別区、西区では面接による臨時の相談窓口を設置したほか、清田区では臨時の電話相談を行いました。

第2部 ディスカッション

基調講演講師の川喜田 好恵さん、女性に対する暴力の問題に弁護士という立場でかかわっている淺松 千寿さん、実際に被害に遭われた女性に対しさまざまな支援を民間団体の立場から行っている駆け込みシェルター運営委員会委員長の牧下 徳子さんの3人にそれぞれの立場からの女性に対する暴力の問題点やその解決策などについてディスカッション形式でお話しいただきましたので、その一部についてご紹介いたします。



シンポジストの活動状況の紹介

牧下 夫からの暴力を受け、非常に被害が甚大な女性たちを一時的に保護するのがシェルターで、そこで自分の健康と心の傷を回復させながら新しい人生を再構築するきっかけをつくってもらいます。

今から7年前に、私どもが北海道で初めて民間のシェルターをつくりましたが、そのとき、全国で民間のシェルターは7カ所しかありませんでした。現在は、日本全国で60カ所程度あり、このうち1998年には34団体が加盟の全国シェルターネットというものができる、北海道でも7つの民間シェルターが北海道シェルターネットワークをつくり、団体間で連携をとっています。

淺松 ドメスティック・バイオレンスは特殊な問題がたくさんあることから、全く知識のない弁護士でも弁護活動ができるようなマニュアルづくりにかかわったことが私自身の最初の取り組みです。

こうした取り組みの中で、DVの被害者の力にならなければいけないという問題意識を持った弁護士が、法律的な解決をサポートするため、シェルターに入所された方から「弁護士を探してください」という申し入れがあった場合には、実際に支援する体制を整えま

した。

しかし、これだけ社会的な問題になっているにもかかわらず、司法関係者の間においてすら、認識の低い人が非常に多いということを痛感しています。

川喜田 私は大阪府女性総合センターの仕事の他に弁護士や医者、看護師といったさまざまな専門職の人々が集まり、DVの問題に関して、啓発活動や法律に対して提言を行う「日本DV防止情報センター」でも活動しています。1人の被害者を救済するためには多くの知識が必要であり、そのためさまざまなネットワークを通してお互いに知識を交換しながら取り組んでいく必要があるからです。

DVが犯罪であることに対する社会認識について

淺松 DVが犯罪であることに対する社会認識が日本では希薄であり、加害者すら犯罪意識がないのが現状となっています。

加害者がDVは犯罪であるという意識を持つためには、ジェンダーによる意識そのものをなくしていくしかありませんが、法律的にはいわゆる傷害とは別に、家庭内暴力という別類型を刑法の中に設ける方法があります。

牧下 現行法では、たまたま勇気

のある女性が夫やパートナーからの暴力について刑事事件として届けを出したとしても、普通の傷害罪といったことで罰せられます。DVという特殊性に基づいた別な処罰、加罰といった法律はぜひ必要だと思っています。

加害者更生プログラム

川喜田 このプログラムは、加害者の更生とはいいながらも、一番大切なところは、被害者の保護です。具体的には被害者がさらなる被害を受けないようにすること、しかも、加害者が家庭責任を担っているならば、その責任を果たしながら、自分の更生ができるようになるのが加害者更生プログラムです。しかし、今、日本で取り組まれているのは、男性のための非暴力支援プログラムとなっています。

暴力を振るうという形でしか親密な関係を築いてこなかった男性に対して、暴力を振るわないでも、女性と対等で親密な関係が持てるよう、そのスキルを身につけるためのプログラムとして、大阪や東京では行われています。今後加害者対策が家族再生という考えのもとに行われ、被害者保護の視点が置き去りにされることのないよう気をつけないといけない部分が

あると思っています。

浅松 加害意識がない人がこうしたプログラムを受けたとして、果たしてどの程度実効性があるのか疑問です。男女平等という意識がなくて、表面的なプログラムを受けたところで、今度は暴力のやり方を変えるなど巧みになっていくだけで、根本的な解決にはならないような気がします。

DV防止法改正に向けて

川喜田 今のDV法についてはいろいろな問題点があるのですが、一番大きな問題点として、保護命令*は被害者にしか出せないことです。つまり、被害を受けた人が逃げ隠れしていると、被害を受けている人を探している加害者が子供に近づいたり、被害者の家族に近づいたりしたときに処罰されないことになっています。このことを考えると、保護命令の対象者が被害者だけではいけないし、保護命令の申請の仕方も今の形では不十分だと思います。

牧下 精神的な暴力だけでは保護命令が出ないというのは、現場において非常に歯がゆい思いをしています。改正法ではこの部分の改善を是非実現してほしい。また、保護命令の期間は、被害者の申告で、大丈夫だと本人が感じるときまでにしてほしいと思っています。

浅松 今のDV法は根本的な考え方方が逆であり、加害者側の権利を侵害しないようにというところにばかり気を遣ってつくられている法律ではないかと思います。このため、被害者の視点に立ったものに変えていくという努力が不斷に必要です。

そして、その過程の中では、法曹関係者に対する啓蒙活動や判例なり事案の集積をしていかなければ、あるべき方向での法律の改正が進んでいかないと思っています。

*保護命令～裁判所に申し立てると暴力を振るう配偶者に対し、命令(接近禁止命令、退去命令)が出されます。この命令に違反すると1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科されます。

もしあなが夫やパートナーから暴力を受けているのなら。

一人で悩まず、次の相談窓口へ相談してください、秘密は厳守します。

■北海道立女性相談援助センター ☎666-9955
【相談時間】平日午前9時～午後5時15分

■札幌市各区役所 (母子・婦人相談)

中央区 ☎231-2400	豊平区 ☎822-2400
北 区 ☎757-2400	清田区 ☎889-2400
東 区 ☎741-2400	南 区 ☎582-2400
白石区 ☎861-2400	西 区 ☎641-2400
厚別区 ☎895-2400	手稲区 ☎681-2400

【相談時間】平日午前8時45分～午後5時15分
上記区役所閉庁時 ☎251-7994

■男女共同参画センター

男女の人権相談 ☎728-1226
(月曜日 午前10時～正午、水曜日 午後6時～8時)

■駆け込みシェルター運営委員会 (民間ボランティア団体)
☎622-7240
【相談時間】平日午前10時～午後5時

夫・パートナーからの暴力から緊急に避難したいときは、次の施設に連絡してください。

■北海道立女性相談援助センター ☎666-9955
(緊急一時避難連絡)

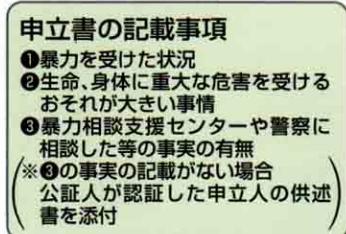
【対応時間】24時間対応

■札幌市緊急一時保護施設

【対応時間】上記区役所開庁時 各区役所
(母子・婦人相談)
上記区役所閉庁時 ☎251-7994

■駆け込みシェルター運営委員会

【対応時間】平日午前10時～午後5時
☎622-7240



保護命令の申立て

地方裁判所

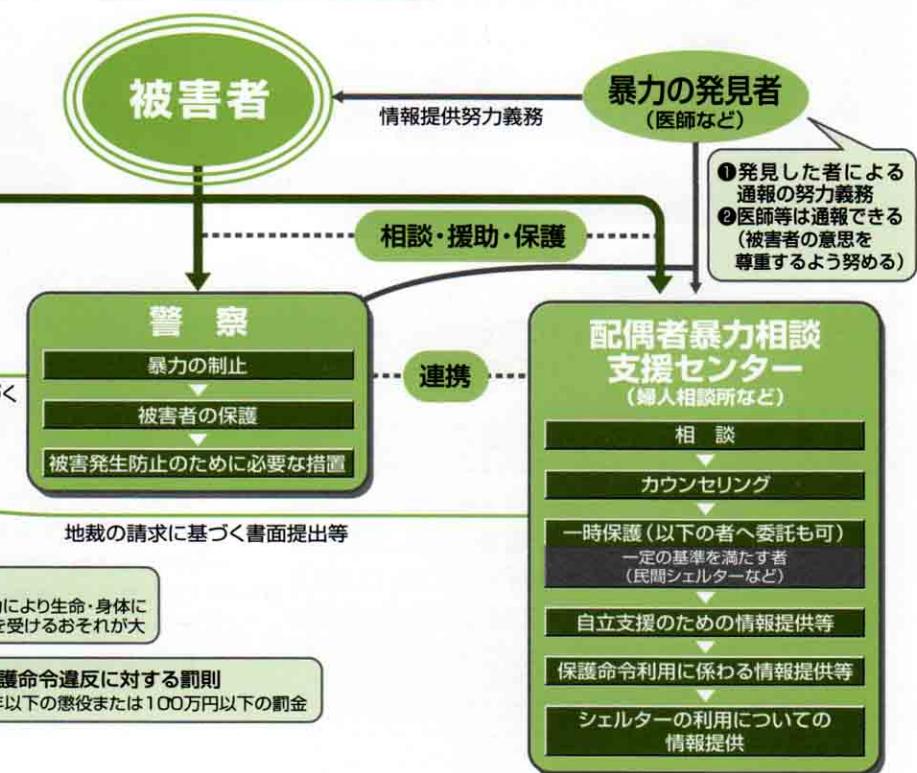
保護命令 接近禁止(6か月)
住居からの退去(2週間)

発令

相手方

申立人の配偶者
(事実婚を含む)

現行DV防止法のシステム



札幌市 男女共同参画推進室 からのお知らせ

Information

札幌市の男女共同参画施策の年次報告書の公表

札幌市においては、平成6年3月に策定した第2次女性計画に基づき平成6年度から平成14年度

までさまざまな施策を実施してきました。この度、この計画に基づく平成14年度の実施結果及び年度別推進データを「札幌市の男女共同参画施策の推進状況」としてまとめましたので、札幌市男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として平成16年2月下旬に公表する予定です。ホームページ、区役所、男女共同参画センター、図書館

などで閲覧できます。
(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/index.htm>)

審議会等委員への女性登用率

札幌市では、「男女共同参画さっぽろプラン」に基づき、審議会などへの女性委員の登用率を平成24年度までに40%とする目標を設定し、女性の積極的登用に努めています。

なお、平成16年1月現在は29.5%です。

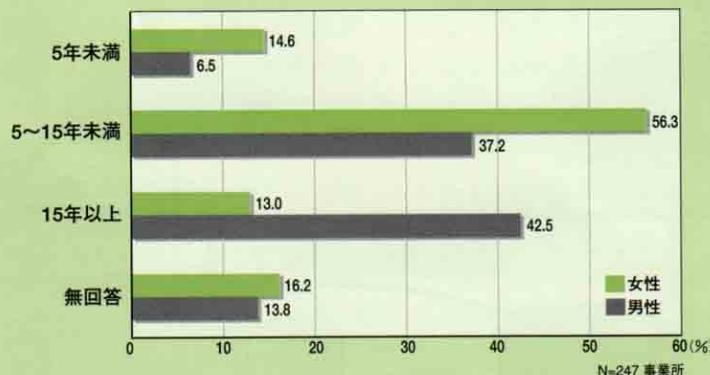
男女共同参画に関する企業アンケート調査

民間企業で働く男女の現状や職場における男女共同参画に関する取り組み状況について把握するため、本市が「男女共同参画情報誌」を送付している事業者に対して平成15年8月から9月にかけてアンケートを行いました。この度、その結果がまとまりましたので、その一部を紹介いたします。

<郵送調査数829件：有効回収数247件：有効回収率29.8%>

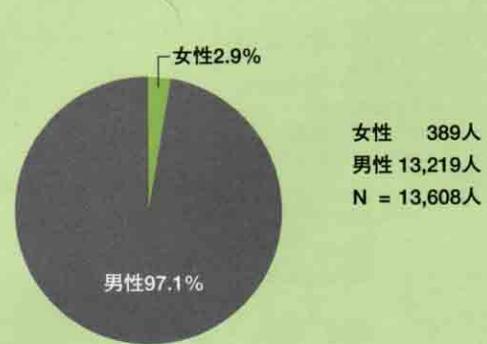
正規従業者の平均勤続年数

平均勤続年数は、女性は男性に比べ短いことがわかります。このことは、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成14年)においても平均勤続年数15年以上は男性36.8%に対して女性18.7%、5年未満は男性27.8%に対し女性42.9%となっており、今調査と同様な傾向になっています。



管理者数の男女別割合

管理者の割合は、女性2.9%に対して男性97.1%で、圧倒的に男性が多いことがわかります。このことは、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成14年)においても部長職2.4%、課長職4.5%、係長職9.6%となっており、女性の管理者の割合はまだ少ないことがわかります。



「仕事」と「家庭」の両立支援について

育児や介護を行う従業者に対し企業が支援する取り組みを尋ねたところ、一番多い「短時間勤務の制度」でもアンケートに回答をいただいた247事業所のうち半数にも満たないところから、企業における「仕事」と「家庭」の両立支援策についてさらなる取り組みが必要となっています。



Interview

「男女共同参画」企業 インタビュー

このコーナーでは、さまざまな分野で男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいる「人」を紹介します。

今回は、平成13年度に均等推進企業表彰で北海道労働局長賞を受賞したNECソフトウェア北海道で働く志賀正康さんと同年度にファミリーフレンドリー企業表彰を受賞した特定医療法人北仁会旭山病院で働く石田美保さんにお話を伺いました。

志賀 正康さん
(NECソフトウェア北海道
(経営管理部総務部長)



石田 美保さん
(特定医療法人北仁会旭山病院
(事務課長)



Q.女性の活用や能力発揮にはどのように取り組んでいるのですか?

人材育成・昇進昇格等における男女の均等な評価・待遇、母性保護等女性が働きやすい就業環境整備を行うことで、職場の活性化を図っています。

女性管理職の下で働く男性社員が、仕事と育児を両立させている上司に影響を受け、自分の働き方を意識し始めたといいます。上司が男性だったらそのような意識は芽生えなかつかもしません。

Q.ファミリーフレンドリー休暇とは?

平成14年4月から取り入れた休暇制度で、家族にかかる事由などに適用されます。男性社員も子どもの入学式や保護者参観などに利用し、忙しい中、子どもとの時間を大切にしている姿が見られます。

Q.現在の状況と今後の展望を教えてください。

まだ若い組織なので、今後、女性の管理職はどんどん増えてくると思います。平成15年11月には、育児休業と育児短時間勤務の制度を拡大しました。忙しい職種のため、今後も保育面の支援などよりフレキシブルな仕組みを考えていきたいところです。

※1均等推進企業表彰とは…

女性の活用と能力発揮促進を積極的に取り組んでいる企業を対象に厚生労働省が実施している表彰制度。

Q.平成6年から育児休暇制度を取り入れていますね。

初めて育児休暇が利用されたのは制度が出来て2年目のことでした。その後、毎年利用者がいます。取得する職員に対しては、事務手続きの効率化や職場復帰しやすい雰囲気を整えることなどを心がけてコミュニケーションを図っています。

Q.安心して働くためのサポートは?

職場では、夜勤や当直をする方を対象とした、24時間体制の院内託児施設があり、職場復帰や勤務のサポートをしています。また、院内の内科や歯科と連携して対応できるため、保護者は安心して仕事に専念できます。

Q.これから取り組みを教えてください。

平成15年に初めて介護休暇を取得した職員がいました。今後、介護休暇の利用者は増えてくると思います。

職員が取得しやすい制度であること、そして安心して働くことが出来る環境を築き上げることにより、働きがないある職場になることを願っています。

※2ファミリーフレンドリー企業表彰とは…

仕事と育児・介護とが両立できるような制度や多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業を対象に厚生労働省が実施している表彰制度。

92,437人

9月～12月
の延べ
利用人数

札幌市男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた、市民活動の総合的な拠点施設として9月1日にオープンしました。

さまざまな学習、研修に利用できる研修室、講

演会などに利用できるホールのほか健康スタジオや音楽スタジオなどを備えたこの施設は、オープン以来、多くの方に利用していただいている。利用方法、予約状況の確認はお気軽にお問い合わせください。また、札幌市男女共同参画センターホームページでも貸館予約状況を確認することができます。

(<https://fwww.sl-plaza.jp/Webkasikan/FK01903.aspx>)

男女共同参画センター主催の主な事業のご案内

「ヨガでやさしく歪みを整える」

ヨガのポーズを取り入れ、身体の歪みを整えるとともに、自分自身の自然治癒力を高めます。

日 時：2月26日～3月11日（毎週木曜日・全3回／2コース）

- ① 18:15～19:45
- ② 20:00～21:30

対 象：札幌市に居住または勤務する女性
／各コース20名

受講料：2,250円

男女共同参画センターで行われる主催事業にはすべて託児（2歳以上就学前の幼児）があります。
詳細は、男女共同参画センターまでお問い合わせください。TEL(011)728-1222

情報センターからのお知らせ

情報センターでは、毎月、男女共同参画に関連するテーマを取り上げて本の紹介をしています。ぜひ、お立ち寄りください。

2月のテーマ ジェンダーってなあに？

テーマ設置期間 2月1日（日）～2月28日（土）

※消費生活・市民活動・環境に関連したテーマでも本の紹介を行っています。

※ホームページから、蔵書の検索ができます。

(<http://fwww.sl-plaza.jp/asp/kensaku.asp>)

〈編集後記〉

早くも第2号の発行となりました。参画センターの相談事業の一つに法律相談がありますが、少しでも皆さんに法律に関する事を知つていただく機会として、出前講座や多目的フリースペースを利用した講演会「昼夜みセミナー」も実施しています。どうぞご参加ください。

昼夜み
セミナーの予定

期間：2月19日～3月11日（毎週木曜日・全4回）

時間：12:15～12:45

会場：多目的フリースペース（男女共同参画センター4階）

〈お便りお待ちしています〉

はがき、封書、FAXで、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」係までお送りください。

平成15年度男女共同参画調査研究事業「報告会」

平成15年度札幌市男女共同参画センターが支援した調査研究事業の実施団体による実施報告を行います。

日 時：3月6日（土）

13:30～16:00

対 象：札幌市に居住または勤務する方／60名
当日直接会場へお越しください
(参加は無料です)。

報告団体：NPO法人女のスペース・おん「DV加害者はなぜ暴力を選択するのか実態調査研究」
女性と仕事聞き書き研究会

「闇の中の女神たち-日・米・英の炭鉱女性労働」

相談のご案内

相談の種類	相談日	時間	相談方法
総合相談	第1・3・4・5火曜日	15:00～17:00	電話または面接 相談電話 728-1225
	第2火曜日	18:00～20:00	
	毎週木曜日	10:00～12:00	
法律相談	第1・3・4・5金曜日	13:00～15:00	面接（予約が必要） 予約電話 728-1222
	第2金曜日	18:00～20:00	
女性のための 心と からだ相談	第1・2・3火曜日 (精神・神経科医・心理士)	14:00～16:00	面接（予約が必要） 予約電話 728-1222
	第4火曜日 (産婦人科医師)		
仕事の悩み 相談	毎週水曜日	13:30～15:30	電話または面接 相談電話 728-1227
	毎週土曜日	10:00～12:00	
男女の 人権相談	毎週月曜日	10:00～12:00	電話または面接 相談電話 728-1226
	毎週水曜日	18:00～20:00	

発行日：平成16年1月

発 行：札幌市男女共同参画センター

（管理運営 財団法人札幌市青少年女性活動協会）

住 所：〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

電 話：(011)728-1222 FAX：(011)728-1229

ホームページ：<http://www.danryo.sl-plaza.jp>